

# 医療用感染防護具の適正使用等に係る研究班設置要綱

一般社団法人職業感染制御研究会

(趣旨)

第1条 この規程は、研究班の設置に関し必要な事項を定める。

(組織等)

第2条 研究班に座長を置き、委員の互選により定める。座長は座長代理を指名する。

2 研究班に、厚生労働省その他の政府機関は出席できる。

3 研究班に会員・法人会員等で構成される医療用感染防護具ワーキンググループ(PPEWG)を設置する。また、PPEWGには、法人会員で構成される医療用感染防護具品目別小作業部会及び法人会員WGを設置し、法人会員WGの代表は、座長が指名する。

4 研究班内に設置されるPPEWGは、令和2年4月7日に臨時理事会で承認された「第2号議案 新型コロナウイルス感染症の職業感染防止に関するPPE関連の法人会員ワーキンググループ(PPEWG)」を引き継ぐ位置づけとする。

5 研究班が必要と認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(所掌事項)

第3条 研究班は、次に掲げる事項を所掌する。

(1)医療用感染防護具の医療従事者等の使用に当たっての適正使用等に関する情報収集、及び適正使用等に関する課題整理等

(2)その他、一般社団法人職業感染制御研究会の理事会によって必要とされた研究、及び研究班によって提案された課題等

(庶務)

第4条 研究班の庶務は、一般社団法人職業感染制御研究会において、厚生労働省及び公益社団法人産業安全技術協会の協力を得て行う。

2 研究班は、医療用感染防護具の安全性等に係る研究班と連携して運営する。

(公開)

第5条 会議は非公開とし、議事概要は公表する。資料を委員及び出席者以外に示す場合は研究班で協議する。

附則

この要綱は、令和2年12月23日から施行する。